

三朝町告示第 61 号

平成 23 年第 7 回三朝町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 23 年 8 月 17 日

三朝町長 吉 田 秀 光

1 期 日 平成 23 年 8 月 22 日

2 場 所 三朝町議会議場

3 付議案件

(1) 専決処分の承認について（三朝町税条例等の一部改正）

(2) 三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

(3) 地方自治法第 96 条第 2 項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する
条例の一部改正について

(4) 三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○開会日に応招した議員

清 水 成 眞

藤 井 克 孝

吉 田 文 夫

福 田 茂 樹

遠 藤 勝 太 郎

平 井 満 博

松 村 修

横 木 文 雄

知 久 馬 二 三 子

山 田 道 治

杉 原 憲 靖

牧 田 武 文

○応招しなかった議員

な し

第 7 回 三 朝 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 23 年 8 月 22 日 (月曜日)

議事日程

平成 23 年 8 月 22 日 午後 4 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- ・ 例月出納検査の結果報告について
 - ・ 議員派遣結果の報告について
- 日程第 4 議案第 54 号 専決処分の承認について (三朝町税条例等の一部改正)
- 日程第 5 議案第 55 号 三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 56 号 地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 57 号 三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- ・ 例月出納検査の結果報告について
 - ・ 議員派遣結果の報告について
- 日程第 4 議案第 54 号 専決処分の承認について (三朝町税条例等の一部改正)
- 日程第 5 議案第 55 号 三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第56号 地方自治法第96条第2項の規定による三朝町議会の議決すべき事件
に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第57号 三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

出席議員（12名）

1番	清水成眞	2番	藤井克孝
3番	吉田文夫	4番	福田茂樹
5番	遠藤勝太郎	6番	平井満博
7番	松村修	8番	横木文雄
9番	知久馬二三子	10番	山田道治
11番	杉原憲靖	12番	牧田武文

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	石井秀己	事務局長補佐	山中恵子
----	------	--------	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田秀光	副町長	森脇光洋
会計管理者	松原茂隆	総務課長	朝倉聡
税務課長	石原伸二	町民課長	山根猛昭
企画観光課長	松浦弘幸	教育委員会委員長	山本邦彦
教育長	山口博	生涯学習課長	山根智美

午後 4 時 5 0 分開会

○議長（牧田 武文君） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 23 年第 7 回三朝町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届出のあった欠席者は、議員、当局とも、ございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（牧田 武文君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 118 条の規定により、2 番、藤井克孝議員、3 番、吉田文夫議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（牧田 武文君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（牧田 武文君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果報告について、監査委員から平成 23 年 5 月分、6 月分の報告書が提出されていますので閲覧願います。

次に、議会行政視察の報告について、委員長から報告を求めます。

○行政視察委員長（遠藤勝太郎君） 三朝町議会として去る 7 月 5 日から 7 日までの 3 日間、群馬県中之条町と草津町を行政視察いたしました。

中之条町は、群馬県の北西部の山あい位置し、新潟・長野県に接する県境の町で平成22年度に人口18,157人の町であり、調査した事項は「幼保一元化について」であります。

全国に先駆けて幼保一元化に取り組まれた中之条町六合地区の子ども園を訪れ当時の六合村村長で、現在の六合子ども園の園長に話を伺いました。

厚生労働省の保育園と文部科学省の幼稚園という2つの制度で運営することで、各省庁のこだわりは、やはり無くなっていないということであったが、2つの制度の中でそれぞれの指針で子どもを育てるということよりも、同年代の子どもに同じ教育を受けさせることが大事であると言われていた。

幼保一元化は時代の方向としては王道であり、三朝町に於いてもしかるべき進む方向であらうと感じました。

草津町も、群馬県の北西部位置し、長野県に接する町で、人口7,148人の町であり草津温泉を訪れる温泉客は全国1、2位の町であり、調査した事項は「温泉誘客対策について」であります。

町民の約9割が草津温泉と関わりを持って生活をし、「観光」が町の生命線である。そこから観光振興の全てが始まっていた。

観光客の約7割が草津温泉のリピーターであることは注目すべきことでありました。何が原因かということであるが、立地条件、自然環境の良さのみならず、「町づくりが最高の誘客対策である」という考え方が原点にあり、それを十分に咀嚼され実行されていることが注目すべき点であったように思われる。

さらに観光3団体が主体で、町はバックアップを行い「もてなし対策」等の事業を進めていくというように、強いスクラムを組んで観光振興に取り組んでいることも報告されました。

この研修を通じて伝わってきたものは「観光とは」ということについて明確なビジョンを持って、迷うことなくそれを推進されていることであり、我が三朝町も明確なビジョンと力強い推進力を持って観光振興に当たるべきだと確信した研修でありました。

別紙、報告書を議長に提出いたしましたので、閲覧いただき、報告といたします。

日程第4 議案第54号 から 日程第7 議案第57号

○議長（牧田 武文君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して、日程第4から日程第7までの4件の議案を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第4から日程第7まで、すなわち議案第54号から議案第57号までの4件の議案を一括議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 今期臨時会に提案いたしました各議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第54号、専決処分の承認につきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」が本年6月30日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、三朝町税条例につきましても、所要の改正を行うよう専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求めたいとするものでございます。

議案第55号、三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、「スポーツ振興法」が全部改正され、新たに「スポーツ基本法」が公布されたことに伴い、この条例の中の「三朝町体育指導委員」を「三朝町スポーツ推進委員」に改めようとするものでございます。

次に、議案第56号、地方自治法第96条第2項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が本年8月1日に施行されたことに伴い、町の基本構想いわゆる総合計画の策定義務が撤廃されたため、この条例で町の基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定めようとするものでございます。

議案第57号、三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が本年7月29日に施行されたことに伴い、災害弔慰金を支給する遺族の範囲に新たに兄弟姉妹が付け加えられたため、所要の改正を行おうとするものでございます。

以上、提案いたしました4件の議案につきまして、その概要を御説明申し上げました。
よろしく御審議のうえ、承認並びに可決賜りますようお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 続いて、議案についての細部説明を求めます。議案第54号、専決処分の承認について（三朝町税条例等の一部改正）について、石原税務課長。

○税務課長（石原 伸二君） 議案第54号の専決処分の承認について御説明申し上げます。

先ほど、町長から説明がございましたが、この議案は、専決第7号として実施した三朝町税条例の一部改正の専決処分について承認を頂きたいとするものでございます。

改正内容でございますが、1点目として個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額の引下げにより、寄附金税額控除の拡充を行うものでございます。

2点目として、国税の罰則見直しにあわせた住民税等普通税の過料の引き上げでございます。

そのほか、特例期間延長など所要の改正を行うものでございます。

以上が、三朝町税条例一部改正の専決処分の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第55号、三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、山根生涯学習課長。

○生涯学習課長（山根 智美君） 議案第55号、三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

スポーツ基本法が平成23年6月24日に公布されました。この法律は、スポーツを取り巻く環境や国民のスポーツに対する認識が大きく変化する中で、時代にふさわしい法に整備するため、昭和36年に制定されたスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）が全部改正されたものです。

このスポーツ振興法の全部改正に伴い、当該法律において定められていた体育指導委員の規定が、改正後のスポーツ基本法においてスポーツ推進委員の規定に変わりました。

このことに伴い、三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中にあります、「三朝町体育指導委員」の名称を「三朝町スポーツ推進委員」に改正するものです。

なお、施行日につきましては、「スポーツ基本法の施行期日を定める政令（平成23年政令第231号）」により、平成23年8月24日から法律が施行されますので、この条例もそれ

にあわせて施行したいとするものです。

よろしく御審議のうえ可決賜りますようお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 議案第56号、地方自治法第96条第2項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正について、松浦企画観光課長。

○企画観光課長（松浦 弘幸君） 議案第56号、地方自治法第96条第2項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正について御説明いたします。

提案説明にもありましたとおり、三朝町総合計画の策定、変更、廃止について、議会の議決を要するものとしまして条例の一部を改正するものであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（牧田 武文君） 議案第57号、三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、山根町民課長。

○町民課長（山根 猛昭君） 議案第57号、三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が、平成23年7月29日に公布、施行され、災害弔慰金を支給する遺族の範囲に、死亡者の死亡時における兄弟姉妹が加えられました。これに伴い三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例の改正が必要となりましたので、条例第4条第1項に兄弟姉妹に関する規定の号を追加する改正を行うものです。

また、改正された法律の適用は附則により、平成23年3月11日以降に生じた災害に適用されることから、本条例の一部改正につきましても、平成23年3月11日以降に生じた災害から適用するものです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（牧田 武文君） これより質疑にはいります。質疑は議事の都合上、一件ごとに議案の順をおってすることといたします。

議案第54号、専決処分の承認について（三朝町税条例等の一部改正）について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第55号、三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号、地方自治法第96条第2項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第57号、三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。よって、本日をもって閉会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、今期臨時会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて平成23年第7回三朝町議会臨時会を閉会いたします。

午後17時00分閉会
